

ひのちよう

農地を守るには若い力
が必要です!



2020.3.18
第10号

編集・発行
日野町農業委員会
電話 0748-52-6563

農業委員会だより

地域でがんばる担い手!!

株式会社ひだまりファーム
岸村 達也さん

今回は、日野町河原を拠点にされ、広域に渡り経営をされている株式会社ひだまりファームの岸村達也さんを紹介します。



株式会社ひだまりファームで代表をしております岸村達也と言います。今でこそ専業農家ですが、8年前までは会社員をしていました。学校卒業後は土木関係の会社に勤めていたので、農業は実家の手伝い程度でした。農作業は嫌いではないものの、仕事にするのは体を酷使するし、辛いイメージがありました。私にとって農業とは、そのようなマイナスイメージしかありませんでした。そんな折、農業を営んでいる十年來の友人に再会し、誘われるままに13年勤めた会社を退職し、農家に転職しました。

これまでいい印象を持っていなかった農業という仕事に転職したきっかけは、「友人がうらやましかった」からです。

当時の友人の話がたまらなく楽しそうで、私にはとても輝いて映りました。自分で考え、自分で行動し、それが結果に繋がる。もちろん責任も伴いますが、会社員時代では到底味わうことができない楽しさでした。

現在、水稻を中心に施設野菜、露地野菜、花卉(かき)栽培、水稻苗・野菜苗生産の経営を行っています。高品質のものを作ることに、農地の保全を行うこと等、目標・目的とすることは多々ありますが、何よりも農業を楽しむことをモットーとしています。やっている本人が楽しめないようなことは、この先も継続できませんから。

これから農業者を目指す方も、そうでない方も、生産者も消費者も一緒に農業を楽しめる、日野町の農業にそんな未来が来ると嬉しく思います。

ひだまりファームの岸村さんは、町外で農業研修を積み、農業経営を始められました。現在は認定農業者として、水稻を主にした複合経営を行われています。

日野町の農業振興にお力添えいただける若い力であり、今後の活躍に期待します。



農地等の利用の最適化の推進に向けて！

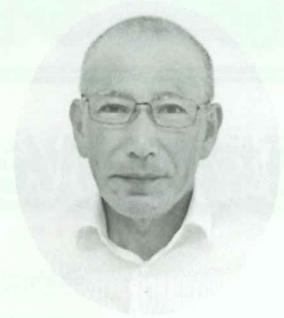
前回に引き続き、農地利用の最適化に向けて地域で活動する3名の推進委員さんに自身の担当する地域の現状、課題等を語っていただきました。

私の集落は、認定農業者5名を中心に平成26年から人・農地プランを作成し農業をしていますが、この5名も高齢になり後継者が見つからない状況です。

後継者を育てるには、ほかの職業並みの収入が無いと育ちません。昔のことを思い出しましたが、昭和40年代は経済がめまぐるしく発展し、農業分野では農業改善事業が始まり私の地区でも区画整備が計画され、1区画3反になると聞き驚きました。当時は1反でも大きな田んぼでしたが今では大きくありません。

田んぼが大きくなれば大型機械が必要で、それなりの高額設備が必要になります。新規に農業を始めるにはかなりの資本が必要になるので、今持っている各農家の機械を共同利用して過剰な設備投資を避け、協力しあって地域の農地は地域で守っていかねばならないと考えます。皆さんの協力をお願いします。

岩佐 文造 委員
(担当地域：西桜谷)



柚木 仁 委員
(担当地域：南比都佐)



推進委員になって早2年半年余りになりました。

私の集落は、中山間地農業で里山の谷間に農地が多く、獣害が絶えず、水はけ等農地条件も悪い状態です。

現在集落営農法人が1つ、家族経営の個人7戸にて農業に取り組んでいます。農業従事者も高齢者になり、10年先を見据えると集落一本化農業の「法人」になる可能性が有ります。

今後、遊休農地、休耕田が多くなっていくと考えられる為、地域内で協力しあい、草刈り作業等を行い、地域農業の存続を守って行かなくてはなりません。又、集落内の皆で話し合っって住み良い“むらづくり”に取り組みたいです。

理由は色々あると思いますが、全国的に農業者数は減り続けており、それに伴う農地の荒廃・保全のあり方が問題視されています。自身の集落においても、同様の傾向にあり、「何とかしなければ」という思いで、4年程前に農業委員等の指導のもと、集落農業者全体で協議し、数回の検討会、アンケート等を実施し、平成29年3月に“農事組合法人ファームかやの”が設立されました。当面の間は、離農される農家の耕作地の受け皿的な組織としてその役割を担うものと考えています。小さな農家も安心して体力の続く限り、楽しみながら、それこそ腰が曲がるまで稲作を続けていただくことも目的の一つとしています。将来的には、集落耕作地のほとんどが集積できるものと思われま。

現在、3ha程度の集積であり、今後ある程度の面積が集まるまで、機械を所有せず、作業委託を行っている現状です。

今後、どのタイミングで法人に設備投資していくのか、人員、作業体制をどのように整えていくのが課題であると感じています。

藤澤 幸樹 委員
(担当地域：鎌掛)

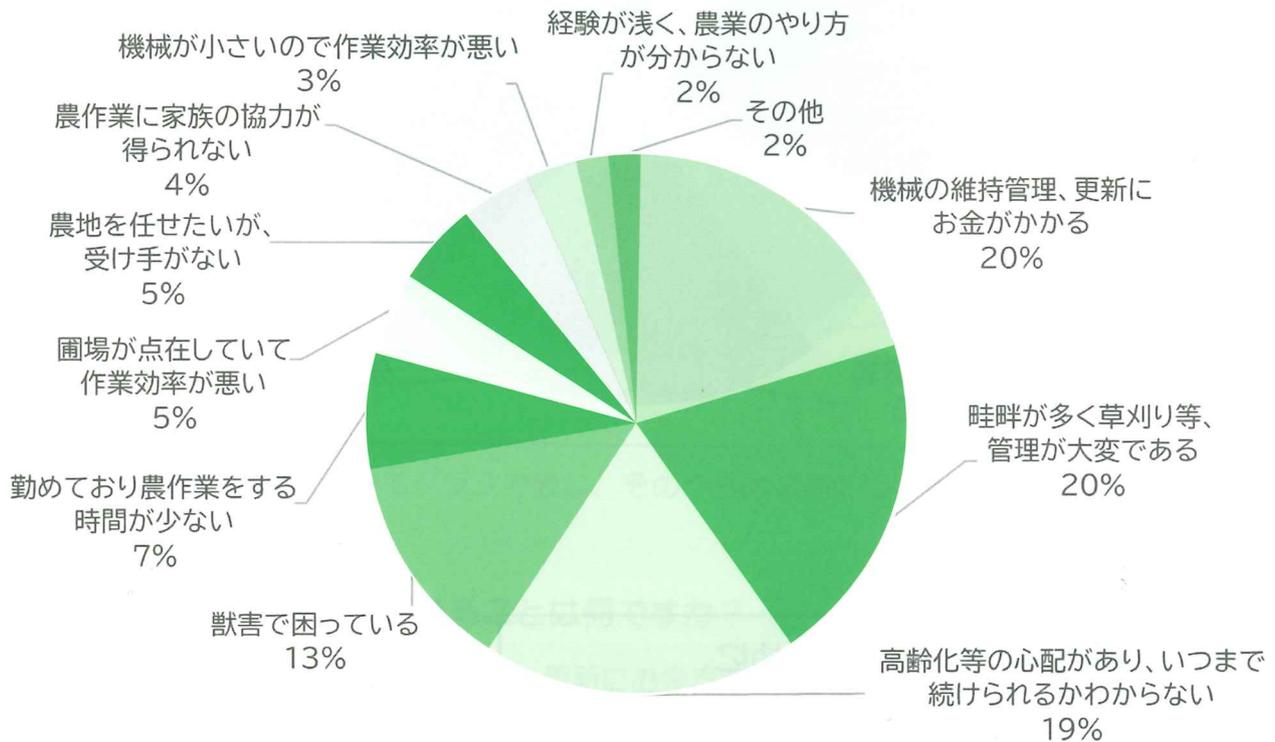


～日野町の地域農業に関するアンケート調査結果～

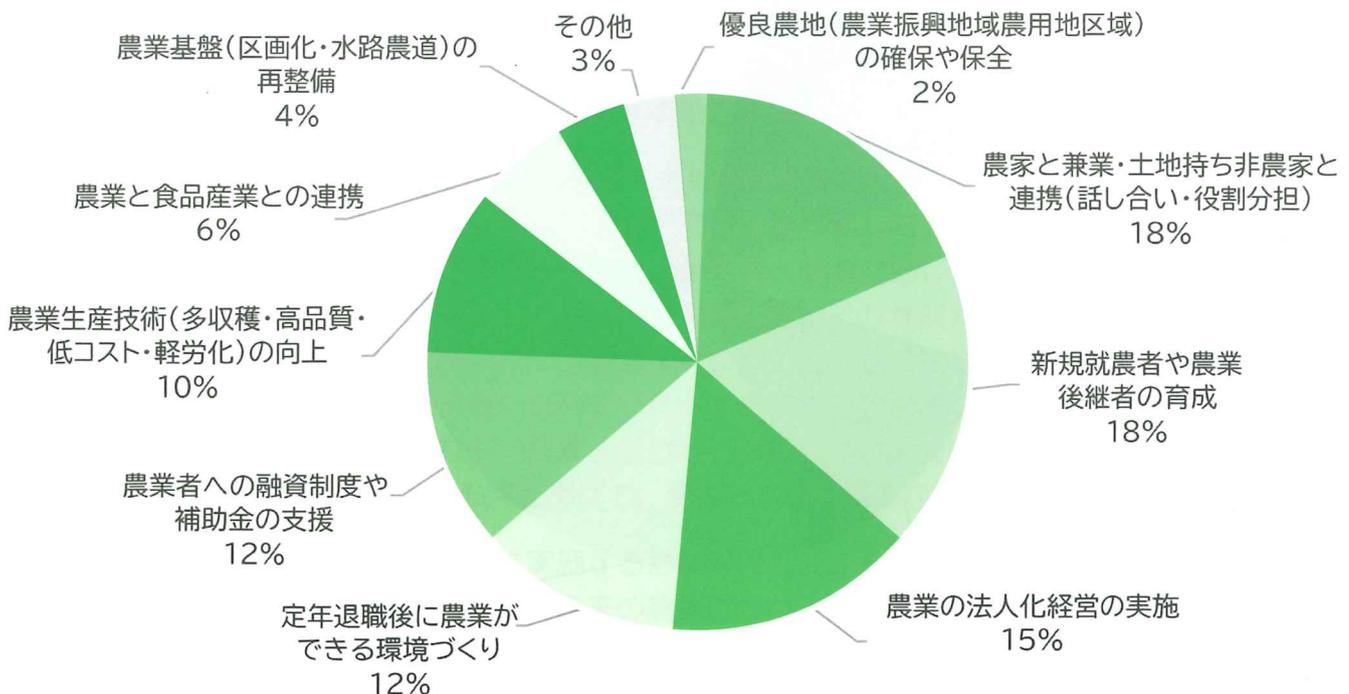
平成30年6月に実施しました『日野町の地域農業に関するアンケート』についてご協力いただきました皆様、ありがとうございました。昨年度末に各農業組合長様へは結果を送付しましたが、あらためて紹介させていただきます。今後の日野町の農業について重要と思われるものを中心に掲載しました。

今回のアンケートは2,304名に依頼し、1,674名から回答をいただきました。回収率は72%でした。回答者の男女比は7：1で、農業者と土地持ち非農家の比は1：1で約半数ずつでした。

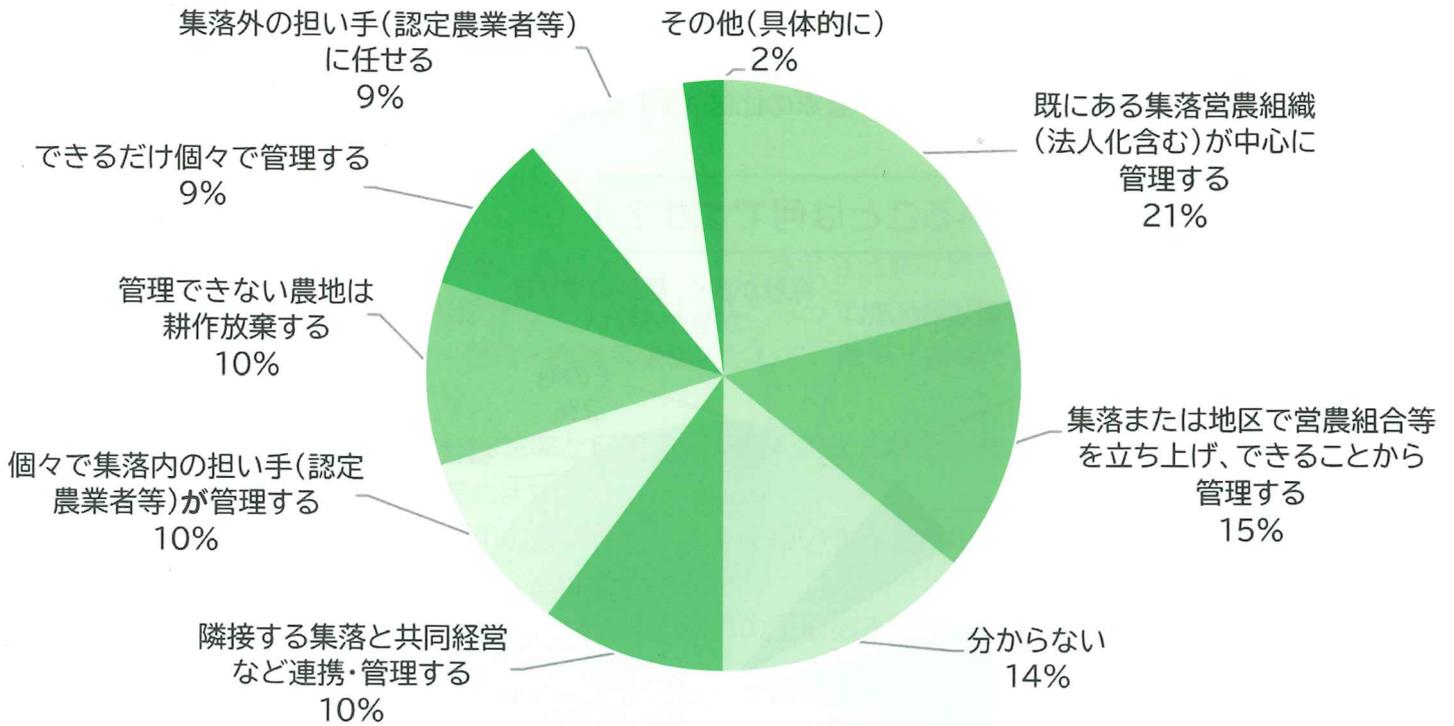
農業をされていて困っていることは何ですか？



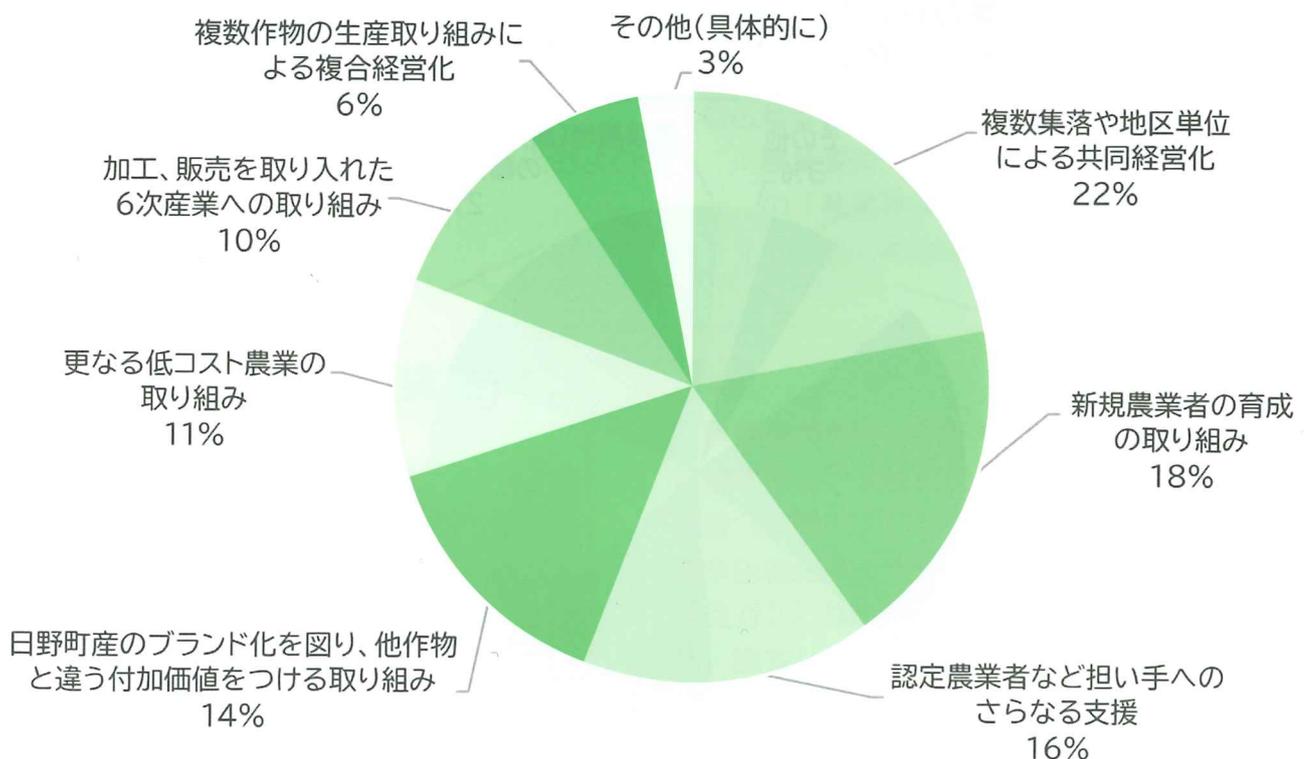
集落または地区の農業が存続していくうえで何が必要であると思いますか？ あなたの今後（5年後）の農業経営の考えをお尋ねします。



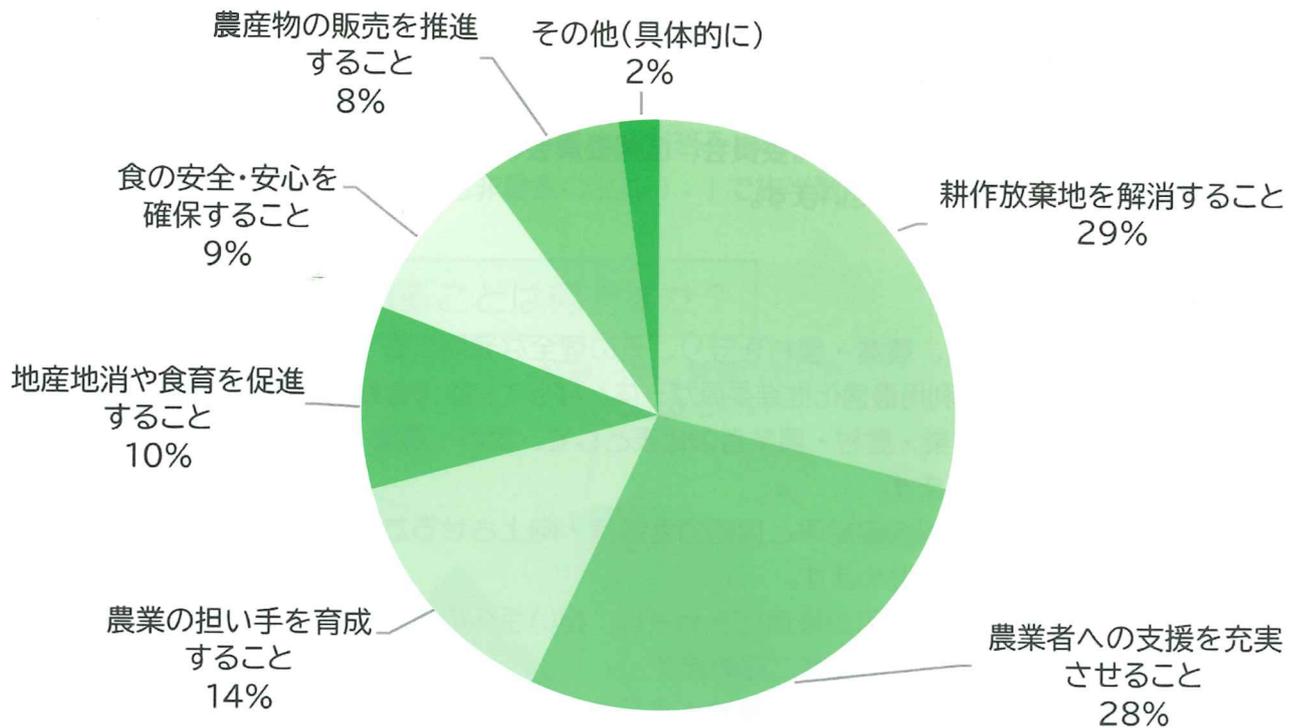
集落または地区の農業はどのような方向に進むべきだと思いますか？



今後、地域農業を推進するために、どのような取り組みが必要だと思いますか？



あなたが日野町の農業政策に期待することは何ですか？



アンケート結果の5問についてグラフで表し、そのうちの2問については次のような課題が見えました。

問 農業をされていて困っていることは何ですか？

こちらについては、「機械の維持管理、更新にお金がかかる」および「畦畔が多く、草刈り等、管理が大変である」という回答が多かったです。日野町の一部の平場では管理がしやすい圃場もありますが、全体的に畦畔は高く、また山際に面して谷筋も多い区域があります。中には法面が5mを超える圃場もあり、日々の管理で苦勞をいただいていることがアンケート結果にあらわれました。

また、機械の購入には数百万円の費用が発生します。大規模な方であれば1千万円を超える費用負担となるケースもあり、経営面積が1ha程度の個人経営者が投資できる金額ではないという現状が見えてきます。

問 あなたが日野町の農業政策に期待することは何ですか？

「耕作放棄地を解消すること」、「農業者への支援を充実させること」が圧倒的に多かったです。前者については、平成27、28年度に鎌掛地区において取り組んでいただいたことがあります。地元の方が協力され、耕作放棄地の再生を行っていただき、それに対し助成を行いました。現在は国県の補助金がなくなったため、今後、どのように対応していくか検討が必要です。次に後者についてですが、国の第一次産業の位置づけである農業については、多くの補助事業が実施されています。支援施策は国が農地中間管理事業を進めていく中で5年後、10年後に農地の8割を担い手へ集積することを根幹に置き、決定されています。しかし、頑張っている地域の農業者全てへ支援が行き届かないという課題があり、今後も声をあげて、要望していく必要があると思われます。

最後になりますが、アンケートは実施するだけでなく、それをどのように活用していくかが重要です。結果をもとに、是非、集落の未来の農業について話し合いをしてみましょ。その際は、農業委員や推進委員にお声掛けいただき、一緒になって検討させていただければと思います。

～農業委員会活動紹介～

日野町の地域農業に関するアンケート調査結果でも農業委員会とはどういった内容をしているのかという意見もあり、今回農業委員会の活動内容について紹介します。

日野町農業委員会では、下記の日野町農業委員会憲章を作成し、それを基に活動を行っています。また、農地委員会、農政委員会、特産・食育委員会、広報委員会の4つの専門委員会があり、それぞれの諸課題に対する協議や検討、活動を行っています。

日野町農業委員会憲章

私たち日野町農業委員会は、農業・農村を守り、その健全な発展に寄与するため、法令遵守と高い倫理観を持ち、農業委員と農地利用最適化推進委員が一体となって、以下の憲章を遵守することを誓います。

- 一、日野町農業委員会は、農業・農村・農業者の代表として、食料・農業・農村基本計画の実現に努め、住民の期待と信頼に応えます。
- 一、日野町農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
- 一、日野町農業委員会は、農地利用の最適化をめざし、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に努めます。
- 一、日野町農業委員会は、認定農業者や新規参入者等の意欲ある担い手の育成・確保と経営支援を強化し、農業・農村の持続的発展に努めます。
- 一、日野町農業委員会は、暮らしと経営に役立つ情報の収集・提供に努め、活力ある農業と農村社会をめざします。
- 一、日野町農業委員会は、農業文化を未来につなぐため、関係機関との連携を図り、「特産品づくり」と「農のある暮らし」の推進に努めます。

◎農地委員会

- i 農地の利用の最適化の推進等に関する事項
- ii 農地の利用状況に関する事項

◎農政委員会

- i 農業・農村の振興政策に関する事項
- ii 農業生産の増進、農業経営の合理化および生活の改善に関する事項

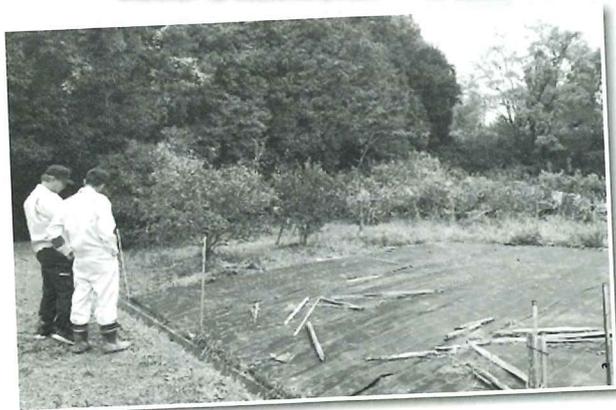
◎特産・食育委員会

- i 町の特産農産物の振興に関する事項
- ii 地域農業の振興と活性化のための食育の推進に関する事項

◎広報委員会

- i 農業委員会業務の周知および普及拡大のための「農業委員会だより」の発行に関する事項
- ii その他広報活動に関する事項

利用状況調査の実施



農業委員会では毎年一回、町内全ての農地を対象に遊休農地の発生防止・解消を目的とした利用状況調査（農地パトロール）を実施しています。農家台帳申告書の調査を行った後、地域の農業委員・推進委員が2人1組となり、農地の状況を確認しています。調査した遊休農地を再生可能か再生困難か分類を行い、地域の農業委員・推進委員が改善指導を図っていきます。

農業意見交換会の開催

昨年9月6日、農業委員より声掛けし、大規模経営者が複数いる東桜谷地区において今後の農業等についての意見交換会を開催しました。参加された農業委員、推進委員、農業組合長等からは地域の現状・課題について様々な意見が出ました。中には地域で共通する課題も確認でき、引き続き話し合いを続けていくことになりました。

こうした話し合いの場が各地区で開催できればと思いますし、要望があれば地域の農業委員や推進委員へ声掛けいただければと思います。



学校給食野菜の取り組み

特産・食育委員会では毎年日野小学校の北側にある食育ほ場にて学校給食に使用される野菜の栽培と収穫作業に取り組んでいます。

また、食育活動の一環として昨年6月には日野小学校の2年生児童とタマネギの収穫、サツマイモ苗植え体験、10月には育ったサツマイモの収穫体験を行いました。児童たちは自分の力で大きな野菜を収穫できたことを嬉しそうに話しており、収穫の喜びを体験できる時間となりました。また、これがきっかけとなり、将来農業を志す人が一人でも増えれば幸いに思います。



現地調査及び違反転用防止パトロールの取り組み

農業委員会では、毎月一回農業委員2名と推進委員2名により、農業委員会総会で審議される案件の現地調査及び農地の違反転用防止パトロールを実施しています。権利移動をされる農地の状況や転用される土地利用計画が近隣へ悪影響を与えないかどうかを中心に確認を行っています。

また、違反転用防止パトロールでは、既に問題となっている案件や住民より通報のあった場所等を中心に行っています。近年、悪質なものもあり、是正措置等も視野に入れ、対応していく議論を行っています。

～農業者年金に加入しましょう～



農業者年金は農業者であれば、広く加入できる農業者の老後保障制度として運用されています。

メリットも多く、下記の条件を満たせば夫婦での加入もできる制度です。

◆加入要件

20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者のうち、年間60日以上農業に従事されている方
※国民年金の付加年金への加入が必要です。

◆保険料額

保険料の額は、加入者の経営状況や老後設計に応じ、月額2万から6万7千円までの範囲内(千円単位)で、加入者本人が決めることができます。また、加入後に見直すこともできます。

※保険料は社会保険料控除の対象となります。

◆保険料の補助

認定農業者等で、次の3つの要件を満たす意欲ある担い手には、保険料に対し国からの補助があります。

- 1) 60歳までに保険料納付期間20年以上見込まれる(39歳までに加入が必要)
- 2) 農業所得(配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等)900万円以下
- 3) 青色申告をされている認定農業者、認定新規就農者

～農地の許可申請受付期間等のお知らせ～

農地または採草放牧地の権利移動や転用行為について、農地法に基づき許可申請を行う必要があります。権利移動や転用行為により、許可基準や申請書類が異なりますので、あらかじめ農業委員会事務局へお問い合わせください。

◆申請書類の受付 毎月20日締め切り(土・日・祝日の場合はその前日)

◆総会日程 毎月10日(土・日・祝日の場合はその前日)

※総会日程は都合により変更になる場合があります。

※受付締め切り日以降に申請された案件は翌月の受付扱いとなります。締め切り日にはご注意ください。

※他法令により転用事業に制限を受けるもの(都市計画法による住宅等の建築に係る制限、埋蔵文化財調査など)については、事前に関係機関と協議をしてください。

※意見書は、必要書類を整えてから農業組合長による確認後、農業委員による確認を受けてください。農業委員による確認は、現地確認と推進委員の意見の確認を行いますので数日かかる場合があります。

編集後記

新型コロナウイルス感染がこれ以上拡大しないことを願いつつ、この原稿を書いています。今回は前号に引き続き地域で頑張る担い手紹介や、昨年度実施しました日野町の地域農業に関するアンケートの結果を掲載、その中で「農業委員会って何しているの?」というご意見に応じて活動内容も紹介させていただきました。現在の農業委員15名・推進委員20名は農業委員会憲章を遵守しながら頑張っているところで、委員35名はこの7月で任期を満了し改選となります。令和2年度からは新たな委員さんと共に日野町農業振興についての取り組みを図り、この広報誌も充実させていきたいと思っております。

【広報委員会委員】

大杉恵一・加納文弘・渡邊岩男・坪倉清司・山田好男・小西正夫



発刊日 毎週金曜日

購読料 1ヶ月 700円

申込先 農業委員または
推進委員